

「生ごみ出しません袋」同意事項

※ 内容をよくお読みになり、チェック (☑) をお願いします。

① 対象者 (生ごみ出しません宣言)、配布枚数

- 市内在住者世帯で、生ごみを自家処理し、「生ごみを可燃ごみとして排出しないこと」を宣言できる世帯。
- 配布は、一世帯 30 枚で、年度内で一回のみです。(ごみの減量・再資源化が目的のため、燃やせるごみ指定袋「小」と同じ大きさですが、ご理解ください)。

② 「生ごみ出しません袋」の使用方法

- 入れてよいもの・入れてはいけないもののルールを守ってください。(袋イラスト参照)
- 袋を 30 枚使い終わるまでは、原則として「燃やせるごみ指定袋」(青袋)は使えません。
ただし、袋に入らない大きさのごみを出す場合は除きます。
- 燃やせるごみの曜日に集積所に出すことができます。(1 回につき 2 袋まで)
- 中身が見えないように袋全体を新聞紙で覆わないでください。
- 他の世帯への譲渡はできません。
- 生ごみの自家処理を途中で断念する場合は、袋を市へ返納してください。

③ 実績報告

- 袋を使い終わった際には、「実績報告書」(別紙)を提出してください。

全てチェックが付いたら裏面へ

令和7年度「生ごみ出しません袋」申請書 兼 生ごみ出しま^{せん}宣言書

(「申請書」を記入する前に、裏面の同意事項を確認してください。)

令和6年度申請 有・無

受付印
(受付場所)

申請日 令和 年 月 日

郵便番号 〒386-

住所 上田市

自治会名 / 世帯人数 人

電話番号

世帯主氏名

申請者氏名(続柄) ()

上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。つきましては、生ごみの自家処理を行い、「生ごみを燃やせるごみとして出さないこと」を誓います。

記

- 1 一般廃棄物の種類 可燃ごみ
2 減免申請の理由 「生ごみ出しません袋」利用のため
3 減免申請枚数 30枚

4 実施している自家処理の方法 ※該当する□にチェック。(複数回答可)

- ①畑等に直接埋める
 ②段ボールコンポスト「ぱっくん」
 ③生ごみ処理機
 ④コンポストまたはEMバケツ
 ⑤その他 ()
- } やさいまる利用中の場合はチェック

5 自家処理は、いつから始めましたか? ※該当する□にチェック。(どれか一つ)

- ①申請に合わせて
 ②1年以内
 ③5年以内
 ④5年以上前から

※市使用欄

課長/室長	係長	係	入力	受付